

木更津市デジタルサービス推進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月

木更津市企画部地方創生推進課

木更津市デジタルサービス推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

少子高齢化が進展する中、高齢者夫婦世帯及び高齢者単独世帯が増加傾向にあり、住み慣れた自宅で生き生きと暮らし続けるためには、日々の見守りや防災・災害情報等の迅速かつ適確な伝達が不可欠である。

このような状況において、これまで実施してきた地域の見守りをはじめとする様々な取組を補完する ICT 機器や最先端技術を活用したサービスについてのプランニング及び段階的に拡張が可能なプラットフォームを構築するものである。

これら一連の業務においては、国が推進するデジタル社会の将来像を見据え、ICT 機器や最先端技術の利活用により、市民に必要な様々なサービスを創出、提案するとともに、必要なシステムを構築する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 木更津市デジタルサービス推進業務
- (2) 業務の内容 別紙「木更津市デジタルサービス推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
① プランニングの提案
② 利用機器等及びシステム構築に関する提案
③ 実証実験の実施
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年8月31日まで
- (4) 提案上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

3 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する「木更津市デジタルサービス推進業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 参加の条件

- (1) 単体企業として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ① 木更津市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定により木更津市の入札参加制限を受けていない者。
 - ③ 受託者を決定する日までに、木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。

- ④ 相互に資本関係又は人的関係のある者が、本業務に同時に参加していないこと。
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でない者、又は本プロポーザルの公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていない者。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (2) 共同企業体として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、共同企業体を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。
- ① 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
 - ② 代表構成員及び構成員は、4(1)①から⑦をすべて満たすこと。
 - ③ 代表構成員及び構成員を変更することはできない。
 - ④ 参加意向申出書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加意向申出書の提出時に添付すること。

5 実施スケジュール

項目	日程
(1) 公告	令和2年10月27日（火）
(2) 質問の受付期限	令和2年11月2日（月）午後5時
(3) 質問の回答期限	令和2年11月9日（月）
(4) 参加意向申出書の提出期限	令和2年11月13日（金）午後5時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和2年11月24日（火）午後5時
(6) 見積書提出期限	
(7) 選定委員会 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年11月30日（月）
(8) 審査結果通知	令和2年12月上旬
(9) 契約締結予定	

※実施スケジュールについては、変更することがある。

6 参加意向申出書

- (1) 提出書類
 - ① 単体企業：参加意向申出書（第1-1号様式）1部
 - ② 共同企業体：参加意向申出書（第1-2号様式）及び共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）各1部
- (2) 提出期限
令和2年11月13日（金）午後5時まで
※各日午前8時30分～午後5時（但し、土・日・祝日は除く。）
- (3) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和2年11月13日までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、開封確認を付した電子メールにより、質問書（第2号様式）を、以下に示す事務局宛に提出すること。また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和2年10月27日（火）から令和2年11月2日（月）午後5時まで（必着）。なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月9日（月）までに市ホームページ上で公開する。

8 企画提案等の方法

(1) 提出期間

令和2年11月13日（金）～令和2年11月24日（火）

※各日午前8時30分～午後5時（但し、土・日・祝日は除く。）

※提出期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

(2) 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、令和2年11月24日（火）までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

① 提案書 紙媒体 7部提出（1部は代表者印押印のこと）

② 見積書 1部提出（様式は任意とする）

内訳

(ア) 実証事業費（イニシャル費用）

ICT 機器購入費、システム構築費（アプリケーション構築費含む）、設定サポート費用、SIM 契約事務手数料、その他関連費用

※ICT 機器の台数については、別紙「仕様書」の4-3(2)記載のとおり

(イ) 実証運用費（ランニング費用）

SIM 回線利用料、その他関連費用

※算定については、3か月分とすること。

③ 電子データ（プレゼンテーションに使用する場合のみ）

Microsoft Office Power Point 2019 のソフトで対応できるもの。

なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工した

もので構わない。

(4) プレゼンテーションの順番

提案書類提出順に当日のプレゼンテーションを開始する。

(5) 提案書等の作成について

① 次の項目について記載すること。

- ・ 会社概要（パンフレット可）※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
- ・ 本業務に関する考え方
- ・ プランニングについて
- ・ 各サービスの効果について
- ・ 導入を予定する ICT 機器・SIM 回線の仕様について
- ・ 構成機能一覧（利用者向け機能、管理者向け機能）について
- ・ 実証実験に伴う利用者及び職員向け説明会について
- ・ 実証実験及び効果検証の手法について
- ・ 業務完了までの計画工程について
- ・ 今後のシステム及びサービス拡張を含めた運用の柔軟性について
- ・ サーバー構成・セキュリティ対策について
- ・ 契約実績（自治体業務に関するもの）
- ・ 本業務に係る実施体制（従事者の経験年数、業務実績等）
- ・ その他追加提案

② 提案書は、A4 版とし、様式は任意とする。添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。

③ 提案書は、添付書類も含めページ番号を付し、簡易製本した物とすること。

④ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

⑤ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑥ 見積書は任意様式により作成する。作成した見積書は封入・封印の上、1 部提出すること。

(6) 提出上の留意事項

① 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。

② 提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

③ 提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

9 書類の提出先（事務局）

参加意向申出書及び提案書等の提出先

〒292-8501

木更津市富士見一丁目 2 番 1 号 木更津市役所駅前庁舎 企画部地方創生推進課

電 話 0438-23-8049

10 プレゼンテーションの実施

「選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 開催日 令和2年11月30日(月)
(開始時間、会場は、参加事業者あてに後日電子メールにより通知)
- (2) 内容 1事業者30分程度
(20分以内：プレゼンテーション、10分：質疑応答)
- (3) 出席者
 - ① 単体企業：各事業者3人以内とし、そのうち1人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。
 - ② 共同企業体：共同企業体を1社とみなし、出席者は実施体制に関する業務責任者、若しくは担当者を含めて3人以内とする。また、出席者の中には代表構成員の担当者を含めること。
- (4) その他
 - ① プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする(パソコンには、Microsoft Office Power Point 2019をインストール)。
 - ② 新型コロナウイルス感染状況を鑑み、プレゼンテーション開催日時の変更又はプレゼンテーション動画による審査に変更する場合がある。

11 受託候補者の選定

- (1) 審査委員会
「選定委員会」の審査によって決める。
- (2) 選定方法
提出書類の書面提案評価とプレゼンテーションの提案評価により総合的に選考し、受託候補者を選定する。
プレゼンテーション動画による審査に変更した際は、20分間のプレゼンテーションを録画したDVDを提出の上、当該動画により審査する。

12 審査結果通知

審査結果については、令和2年12月上旬までに参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、一切応じない。

13 受託候補者選定後の委託契約手続き

- (1) 企画提案書の内容について、市と受託候補者との協議により仕様を調整し、業務内容を決定後、木更津市財務規則(昭和62年規則第1号)に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から再度、見積書(企画提案書等の提出時の見積書と別に)を徴取し、予定価格の範

囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。

- (2) 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、選定委員会による準受託候補者と協議を行うものとする。

14 失格要件

申出書又は企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限が守られなかったとき。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案書等の提出時における見積書の金額が提案上限額を超えているもの。
- (4) その他、本要領の内容に違反する場合。

15 その他

- (1) 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (2) 評価点が最も高い者、且つ評価点が合計点の6割以上の者を受託候補者として選定するものとする。但し、最高得点者が2提案者以上になった場合は、選定委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、選定委員の協議により受託候補者とするか決定する。
- (3) 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (5) 提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (6) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合又は提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、失格とみなす。
- (7) 本プロポーザルにより決定した事業者は、本業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (8) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

附則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。